

令和2年(ワ)第194号 債務不存在確認・損害賠償請求事件  
原告 天羽優子  
被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

## 準備書面1

令和3年2月17日

山形地方裁判所民事部 御中

原告 天羽優子

### 1 さいたま地方裁判所に提出された請求の趣旨と請求の原因

被告は、答弁書の最後の備考で「そして当社は本件よりも前に原告をさいたま地方裁判所に訴訟の提起をしており、被告が同じような訴訟を山形でも行っているだけのものと認知しています。」と述べた。しかしこの認識は明らかな誤りである。本件訴訟とさいたま地方裁判所に係属している訴訟は独立のものである。

さいたま地方裁判所に提起されている本件訴訟と原告被告が逆の訴訟は、令和2年(ワ)第2509号である。この訴状を甲第22号証の1として、訴状に添付された書証を甲第22号証の2として提出する。

原告は、甲第19号証に示したウェブページにおいて、被告が送信したメールを全文引用した。令和2年(ワ)第2509号は、この全文引用について、被告が著作権法違反を理由に削除と損害賠償を原告に対して求めるというものである。ただし、具体的に何について攻撃防御を行うことになるかは、以下の理由によって、まだ曖昧な部分がある。

令和2年(ワ)第2509号の請求の原因第2項には甲第19号証に示したウェブページの公開によって損害が生じたこと、第7項には名誉毀損に関する記載があるが、これらについては証拠の提出も無い上に請求の趣旨との関連もはっきりせず、何について反論すれば良いのか決めようがない。賠償金の100万円という額についても、著作権法に基づくのか一般不法行為に基づくのか、どの訴訟物にいくらずつ割り振られた結果この金額となったのか等が訴状に何も書かれていないために、なぜ100万円を請求されているのかが訴状を読んでも全く分からない。メールの著作権についても、著作権と著作者人格権の帰属がそれぞれ法人なのか代表取締役個人なのか訴状に明確に書かれていないため、何について攻撃防御するのかを確定させることができていない。現在、答弁書で訴状の内容の不足部分を指摘して相手方の書面の提出を待っているところである。

このような状況であるため、令和2年(ワ)第2509号の請求の趣旨・原因は

今後変更される可能性がある。その場合でも、攻撃防御の内容は、甲第 19 号証のウェブページの内容について、(1)メールの全文引用が著作権法違反にあたるかどうか、(2)記載内容が原因となる損害が発生したかどうか・賠償責任があるかどうか、(3)名誉毀損が成立するかどうか、といったものになるはずである。

つまり、令和 2 年（ワ）第 2509 号で争う内容は、甲第 19 号証のウェブページの公開の是非に限られる。

## 2 本件訴訟とさいたま地方裁判所で係属中の訴訟が重複しないこと

一方、本件訴訟は、訴状に書いた通り、被告がメールで要求した、「貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。」「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げることも考えます。」について、原告にそのような表明をする義務が無いこと、及び、被告が原告に対し義務のないことを行わせる目的で訴訟予告をしたために生じた損害の賠償を求めるものである。債権債務の関係も、訴訟物も、本件訴訟と令和 2 年（ワ）第 2509 号とは全く別であるので、山形地方裁判所とさいたま地方裁判所が独立に判決を出したとしても、相互に抵触したり矛盾が生じたりするおそれはない。

よって、本件訴訟とさいたま地裁に係属中の令和 2 年（ワ）第 2509 号は、民事訴訟法 142 条が定めた重複起訴の禁止に抵触しない。

以上